

## ○西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校の学校図書館における地域開放業務 実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校（以下「学校」という。）の特色ある学校づくりの一環として、学校教育に支障のない範囲で学校図書館の地域開放を実施するに当たり、西宮市が行う業務（以下「地域開放業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** 地域開放業務の主体は、西宮市産業文化局生涯学習部読書振興課とする。

(実施場所)

**第3条** 地域開放業務は、学校西校舎の学校図書館で実施する。

(業務内容)

**第4条** 地域開放業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市立図書館の資料の閲覧利用の提供、貸出及び返却
- (2) 西宮市立図書館の資料の予約受付、所蔵資料の検索
- (3) 西宮市立図書館の利用登録
- (4) その他読書振興課長が必要と認めるもの

(開放日時等)

**第5条** 地域開放業務の開放日時は、次のとおりとする。ただし、読書振興課長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日は、午前10時から午後4時まで、それ以外の日にあつては、午後2時から午後5時まで

3 地域開放業務を実施しない日は、次のとおりとする。ただし、読書振興課長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月4日まで
- (2) 月曜日（法に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (3) 第1木曜日（法に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (4) 日曜日
- (5) 図書等の点検にかかる期間として、1年につき14日を超えない範囲内で読書振興課長が別に定める期間
- (6) 西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）第8条に係る臨時休業日

(図書等の貸出し)

**第6条** 読書振興課長は、次に掲げる者に対する図書等の貸出しを行うものとする。

- (1) 西宮浜1丁目～4丁目（以下「西宮浜地域」という。）に住所を有する者
- (2) 西宮浜地域に勤務先を有する者

(3) 西宮浜地域の学校、就学前施設等の在籍者及び関係者

2 図書等の貸出しを受けようとする者は、借出券を提示しなければならない。

(借出券の交付等)

**第7条** 借出券の交付を受けようとする者は、前条第1項各号のいずれかに該当することを確認できる書面(以下この項において「確認書面」という。)を提示した上、必要事項を記載した申込書(以下「借出券申込書」という。)を読書振興課長に提出しなければならない。ただし、読書振興課長が特に認める者については、確認書面の提示を省略することができる。

2 読書振興課長は、借出券申込書の提出があったときは、借出券を交付するものとする。

3 借出券の交付を受けた者は、借出券申込書の記載事項に変更があったときは、読書振興課長に届け出なければならない。

4 借出券を紛失し、又は破損した者は、読書振興課長に届け出て、借出券の再交付を受けることができる。

5 借出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出しのできない図書等)

**第8条** 読書振興課長が指定する図書等は、貸出しすることができない。

(図書等の貸出しに係る数及び期間)

**第9条** 図書等の貸出しを受けることができる数は、図書については15冊以内、CDについては2点以内とする。

2 図書等の貸出しを受けることができる期間(以下「貸出期間」という。)は、2週間とする。

3 読書振興課長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、図書等の貸出期間を延長し、又は短縮することができる。

4 図書等の貸出しを受けた者は、貸出期間中に読書振興課長に申し出ることにより、当該貸出期間を超えて図書等の貸出しを受けることができる。ただし、当該貸出しを受けている図書等について他の利用者から利用の申込みがあるときその他読書振興課長が当該図書等を必要とするときは、この限りでない。

(図書等の返還)

**第10条** 図書等の貸出しを受けた者は、貸出期間(前条第3項又は第4項本文の規定により、貸出期間が変更されているときは、当該期間。次項において同じ。)内に図書等を返還しなければならない。

2 読書振興課長は、貸出期間を超えて図書等の貸出しを受けている者が当該図書等以外の図書等の貸出し及びその予約の申出をしたときは、当該貸出しを受けている図書等を返還するまでの間、これを制限することができる。

(入館の制限)

**第11条** 読書振興課長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者

(2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者

(3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者

(4) その他管理上必要な指示に従わない者

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、読書振興課長が定める。

付 則 この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。